

東みよし町コンビニ交付システム導入事業
仕様書



令和6年4月
東みよし町

1 システムに関する概要

(1) システムの範囲

① コンビニ交付システム

(2) コンビニ交付で発行する証明書種類

コンビニエンスストアで発行する証明書は、住民票の写し（最新事項のみ）・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍全部事項証明書（町外住所人含む）・戸籍個人事項証明書（町外住所人含む）・戸籍附票の写し（町外住所人含む）・所得課税証明書（最新年度のみ）とする。

(3) 履行期間および稼働日

① 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

② 稼働日 令和6年12月中

(4) 履行場所

東みよし町役場および受託者事業所内

(5) 本町システムの状況

① 住民記録・税システムベンダー：株式会社四国日立システムズ

② 戸籍システムベンダー：富士フィルムシステムサービス株式会社

③ LGWAN保守ベンダー：株式会社四国日立システムズ

(6) その他

① コンビニ交付サービスの提供時間 6:30 ~ 23:00

② コンビニ交付サーバの設置場所 データセンター（クラウド）

2 システムの仕様

(1) マイナンバー制度対応の構築

① マイナンバー制度において利用される個人番号カードの配布時期（平成28年1月）に合わせて、公的個人認証サービス（JPKI）を用いた本人認証の仕組みに対応すること。

② 本町が将来的に公的個人認証サービス（JPKI）を用いた非住所本籍人の戸籍証明交付を実施する場合に、容易に対応できる仕組みであること。

(2) 広域交付インターフェース準拠の証明書発行サーバの構築

① 地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）発行の「証明書交付サービス仕様書」、「証明書交付サービスガイドライン」、「広域交付システム要件定義書」、「広域交付システムインターフェース仕様書」等に準拠すること。

② 本町の住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書・戸籍附票・所得課税（非課税）証明書の各

様式に従い、コンビニ交付用証明書を窓口発行証明書と同様とすること。なお、各証明書の様式サンプルについては、本町より提供する。

(3) LGWAN-ASPセグメントの構築

- ①証明発行サーバを設置するデータセンターにおいて、コンビニ交付におけるLGWAN-ASPアプリケーションおよびコンテンツサービス提供が可能であること。
- ②基幹システムと証明発行サーバとの接続は、ファイアウォール等を用いたルーティングによって論理分断し、証明書データベースに係る通信のみ疎通可能とするように設定すること。
- ③上記セグメントを構築するために必要とされるネットワーク機器については、すべて用意すること。なお、既に敷設しているネットワーク機器の設定に作業が生じる場合は、本町にて行うものとする。

(4) 運用管理機能の構築

- ①システム障害発生時には、画面と音によって障害を通知し、「どこで、どのような」障害が発生しているのか、本町において即時に確認できること。
- ②システム障害の発生などにより、各種証明データ（発行禁止など）の確認が必要となることを想定し、本システムで導入する端末からコンビニで発行するすべての証明書をPDFではなくデータを参照して確認ができること。
- ③各証明書の証明発行数については、即時に確認が可能であること。また、発行者一覧・都道府県別・発行場所別・年齢別・時間帯別等の統計帳票の発行が可能であること。

(5) 休日・時間外戸籍発行抑止システムの構築

- ①法務省の基準に準拠し、休日・時間外の戸籍届出書受領に対して、該当戸籍の発行抑止処理が行なえるシステムとすること。
- ②抑止した情報については、住民課において抑止者リストの出力ができること。
- ③抑止処理された該当戸籍は、戸籍システム上で保留設定状態になること。
- ④戸籍システムでの決裁処理によって、発行抑止は解除されること。

3 既存システムとの連携の仕様

(1) 既存システム（住民記録および戸籍）から出力されたデータを基に証明発行サーバに連携するためのシステムの構築

- ①住民票、印鑑登録証明書および所得課税（非課税）証明書の発行に必要な本町既存システムのデータは、構築時に証明データベースサーバ内に当初複製データを作成すること。（戸籍および附票データについては原本からの発行とするため、複製を持たせない。）
- ②当初複製データの作成後は、異動のあった情報のみを既存システムから連携サーバ（受託者が用意する）に転送すること。

- ③受託者は文字等の変換を行い、証明データベースサーバ内にデータを取り込むこと。
- ④転送データは、オンラインでの転送とすること。
- ⑤戸籍および附票証明書について、戸籍システムから戸籍証明書PDFを取得すること。
- ⑥オンラインで取り扱う情報は、住民票データ、印鑑データ（印影含む）、戸籍データおよび所得課税データとすること。
- ⑦連携システムの稼動状況を監視用端末等の画面に表示させ、その表示の色および音声で、正常又は異常が即座に確認できる仕組みを構築すること。
- ⑧異動データの連携が正常に行われているか否か、随時、監視（5分程度）することができる仕組みを構築すること。
- ⑨外字については、当初複製データの作成時に文字同定を行うものとする。文字同定方法については、受託者にて対照表を作成の上、本町が確認する。文字同定によって作成すべき文字が生じた場合は、当初複製データ作成時までに作成すること。
- ⑩文字制約により、コンビニで証明書の発行ができないことが無いよう、窓口で発行している証明書の文字をコンビニ交付で再現できること。
- ⑪その他、データの形式などについては、提案者ごとに異なることが考えられるため、本町および既存の業務システムと協議の上決定すること。
- ⑫証明発行サーバにデータを連携するために必要な、受託者以外の既存システム（住民記録および戸籍）の改修費用は、別途本町にて積算して評価するため、本提案においての積算は不要とする。

4 ソフトウェアの基本的事項

J-LIS 広域交付システムインタフェースを採用し、コンビニにおいて各証明書が安全に交付できる仕組みを構築すること。また、既存システムとのインタフェースが安全に構築できるものとする。

5 ハードウェアの基本的事項

(1) ファイアウォール 一式

LGWANルーターとの接続に対して最低1台は設置すること。

(2) 時間外停止受付端末 1台

閉庁時における戸籍届出に対応するため、該当者の証明発行を止める端末を本町役場内に設置すること。

(3) 運用管理端末 1台

連携監視、統計発行、カード管理等、コンビニ交付システムの運用管理を行う端末を本町役所内に設置すること

6 データセンター運用要件

クラウド型コンビニ交付システムにおけるデータセンターの運用要件は、以下の通りとする。

(1) セキュリティ認証資格

①財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークの認定を取得していること。

②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「JIS Q 27001」、「ISO/IEC 27001」の認証を受けていること。

(2) データセンターにおけるセキュリティ要件

①サーバ室管理区域に作業のために入退室の際は、ICカード等の認証機能にて管理すること。

②データセンター内およびサーバ室内においては、24時間365日、カメラ等による監視ができること。

③磁気記録媒体やパソコン等を持ち込む場合は、ウイルスチェック等により安全を確認すること。

④作業で使用する磁気記録媒体等のデータを記録したものの紛失等が起こらないように十分な対策を講じること。

⑤サーバ等のID、パスワードは利用を許可された担当者のみ利用可能とすること。

(3) 災害対策

①データセンターについては、津波水害予想図において浸水予測がない場所に立地されていること。

②震度6強以上の地震に耐え得る耐震構造を採用した建物で、建物内の設備や機器等に損害を与えない構造であること。

③火災報知設備、消火設備、非常照明設備等の建築設備が設置されていること。また、サーバールームは、設置機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガス（窒素ガス等）の消火設備を設置していること。

④電力会社から2系統以上で受電していること。また、商用電力の供給が停止した場合、コンピュータシステムに影響を及ぼさない状態を確保できるよう十分な容量を持つ非常用自家発電設備が設置されていること。自家発電設備は、無給油で48時間以上連続運転可能であること。

⑤温度、湿度は機器等の安定稼動に影響を及ぼさないように、一定の温度および湿度で保たれていること。

⑥サーバを設置するに当たっては、ラックに格納して固定する等、耐震対策を講じること。

⑦サーバ等の電源については、無停電電源装置を導入すること。

(4) データセンター設置クラウドサーバの要件

①業務の停止を防止するため、各サーバは冗長化構成とすること。

- ②日々のデータのバックアップができる機能を備えること。
- ③各サーバには、無停電電源装置を備えること。
- ④24時間365日運用可能であること。ただし、メンテナンス等による稼働中止はこの限りでない。

7 アフターフォロー

(1) システム操作・監視要件

① コンビニ交付システムの運用時間

- ・取扱時間 6時30分から23時まで
- ・休止日 12月29日から翌年1月3日まで
- ・定期保守日 休止。ただし、事前連絡の上、実施するものとする。

② データセンターにおけるシステム運用監視要件

- ・データセンターにおける運用監視業務は、24時間365日体制で有人監視し、異常を予兆段階で早期に発見する等して障害を未然に防ぐこと。
- ・監視ソフト等により、システムログ、CPU使用率、メモリ使用率等のサーバやネットワーク機器の稼働状況、個人情報保管されたサーバへのアクセス状況監視、アクセスログ保管を監視すること。また、一日複数回、目視によりサーバやネットワーク機器の稼働状況を監視すること。
- ・データの保護並びにシステム障害発生等の円滑なデータの調査および復旧のため、毎日、データベースサーバに記録されたデータをバックアップして保管すること。
- ・データセンター内およびサーバ室内の入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備（ICカード等）により、許可された者のみ入退室が可能なこと。
- ・サーバ室のラックは、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用すること。
- ・証明用データについては、証明発行サーバ上、市町村ごとに論理的に分割されており、他市町村のデータについてアクセスできないように論理的独立性を確保すること。

③ データ連携運用監視

- ・異動データの連携が正常に行われているか、異動データの連携状況（正常・異常）を随時確認できること。
- ・異動データの連携が異常だった場合、再度異動データを受け取ることができ、且つ連携後のデータが正常であるかを確認することができること。
- ・新規に外字等が発生した場合は、再度異動データを受け取ることができ、新規の外字が帳票ベースで反映されているかを確認することができること。

④ 運用支援

- ・システムの操作方法やトラブル等に関する問い合わせに対応するためのヘルプデスクを設

置し、原則として電話により対応すること。

- ・問い合わせの受付・回答・完了等の一連の記録を管理すること。

(2) システム保守要件

① ハードウェア保守要件

- ・ハードウェアの定期点検を実施し、障害の予防保守を行うこと。
- ・ハードウェアに障害が起きた場合は、迅速・確実に復旧できるような方策を講じること。

② ソフトウェア保守要件

- ・ソフトウェアの定期点検を実施し、障害の予防保守を行うこと。
- ・ソフトウェアに障害が起きた場合は、迅速・確実に復旧できるような方策を講じること。
- ・ソフトウェアのバージョンアップやバグ修正を適用するときは、十分な検証を行い適用すること。なお、適用するときは本町担当者と事前に協議すること。
- ・OSなど基本ソフトのバージョンアップやセキュリティパッチの適用に対応すること。

8 導入に係る申請手続きなどのサポート体制

システム構築における申請手続きなどのサポート体制を提案すること。

9 その他

本仕様書に定めがない事項については、委託者と受託者は誠意をもって協議し、定めるものとする。